

各関係機関所属長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

主任技術者又は監理技術者が兼任できる請負金額について（通知）

三重県公共工事共通仕様書1-1-6で規定している主任技術者又は監理技術者「以下「監理技術者等」という。」の兼任できる請負金額について、下記のとおり運用することとしますので通知します。

つきましては、関係部局主管課にあつては部局内各事業課及び地域機関への周知についてよろしくお願いします。

記

1. 対象工事

三重県が発注する建設工事

2. 運用内容

三重県公共工事共通仕様書1-1-6で規定している監理技術者等の兼任できる請負金額について、別紙1のとおり運用することとします。

3. 適用年月日

平成31年4月1日以降に契約締結する案件に適用するものとします。

4. 運用期間

平成31年6月30日まで（期間内に契約を締結したもの）

なお、平成31年7月1日以降については、三重県公共工事共通仕様書を改正する予定です。

事務担当：県土整備部建設業課入札制度班
TEL：059-224-2723 FAX：059-224-3290

(別紙1)

主任技術者又は監理技術者の兼任について

1. 主任技術者又は監理技術者が兼任できる請負金額について

三重県公共工事共通仕様書 1-1-6 で規定している主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の兼任について、1人の監理技術者等が兼任できる請負金額を次のとおり運用することとします。

【運用内容】	アンダーラインが変更部分
6 技術者の兼任	
受注者は、請負金額 500 万円以上 <u>3,500</u> 万円未満（建築工事にあつては請負金額が 1,500 万円以上 <u>7,000</u> 万円未満）の県発注公共工事（応急工事等に係るものを除く）において、1人の監理技術者等が兼任できる工事数は2件以下とする。ただし、請負金額の合計が 3,000 万円（建築工事のみの場合にあつては 6,000 万円）以下の場合はこの限りではない。	

【参考】新旧対照表

新（平成 31 年 4 月 1 日～）	旧（～平成 31 年 3 月 31 日）
6 技術者の兼任 受注者は、請負金額 500 万円以上 3,500 万円未満（建築工事にあつては請負金額が 1,500 万円以上 7,000 万円未満）の県発注公共工事（応急工事等に係るものを除く）においては、1人の監理技術者等が兼任できる工事数は2件以下とする。ただし、請負金額の合計が <u>3,000</u> 万円（建築工事のみの場合にあつては 6,000 万円）以下の場合はこの限りではない。	6 技術者の兼任 受注者は、請負金額 500 万円以上 3,500 万円未満（建築工事にあつては請負金額が 1,500 万円以上 7,000 万円未満）の県発注公共工事（応急工事等に係るものを除く）において、1人の監理技術者等が兼任できる工事数は2件以下とする。ただし、請負金額の合計が <u>4,000</u> 万円（建築工事のみの場合にあつては 6,000 万円）以下の場合はこの限りではない。

2. 契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリストについて

「契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリストについて」を別記様式のとおり改正します。